

## 財産形成期日指定定期預金規定

**1. (預金契約の成立)**

当金庫は、お客様から当金庫所定の財産形成住宅預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに当該預金に係る契約が成立するものとします。

**2. (預入れの方法等)**

- (1) 財産形成期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行するとともに、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

**3. (預金の種類・期間等)**

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

**4. (自動継続)**

- (1) この預金（第4条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前日までその旨当店に申出てください。

**5. (預金の支払時期等)**

この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は、前号に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 第1号または第2号による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号または第2号により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

## 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
- ① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
- A 1年以上2年未満 店頭表示金利 「2年未満」の利率  
 B 2年以上 店頭表示金利 「2年以上」の利率  
 （以下「2年以上利率」といいます。）
- ② 前号の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入られる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または、書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫が別紙お客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、および第8条第5項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率  
 B 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40%  
 C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50%  
 D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60%  
 E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70%  
 F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第6項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第6項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。

## 8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により

記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

- (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る払戻しについては、この限りではありません。
- (4) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻し請求することができます。この場合、1口ごとの元金合計額が払戻し請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。
  - ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
  - ② 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。
  - ③ 預入日（継続したときは最後の継続日）からの日数が同じ預金が複数ある場合は、金額の大きいものから解約します。
- (5) 前項において最後に解約することになった預金については、次により解約します。
  - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額
  - ② その預金が据置期間経過後で、その預金が1万円以上の場合は、次の金額。
    - A その預金にかかる払戻し請求額が1万円未満の場合は、1万円
    - B その預金にかかる払戻し請求額が1万円以上の場合は、その払戻し請求額
- (6) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が当金庫に対して行った反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目

的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他本号AからDに準ずる行為

(7) 前項によりこの預金が解約され残高がある場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 9. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行なう旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この他、巻頭の「財産形成預金共通規定」をご参照ください。

以 上

(2020年4月1日)